

地域づくり一括交付金について

1 地域づくり一括交付金とは

川西市地域分権の推進に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、コミュニティ組織が作成した「地域別計画」をもとに自主的・主体的に取り組まれる地域活動に対する財政的支援を目的として交付するものです。

(1) 交付対象団体

条例第2条に規定するコミュニティ組織

(2) 交付要件

一括交付金を受けようとするときは、条例第15条の規定に基づき申請を行い、承認を受ける必要があります。この場合、次の要件を満たすことが条件となります。

- ① 区域の主要な団体がコミュニティ組織の運営に参画していること。
- ② 住民などの構成員で組織されていること。
- ③ 民主的に運営するために必要な事項が規約に定められていること。
- ④ 地域別計画を策定していること。

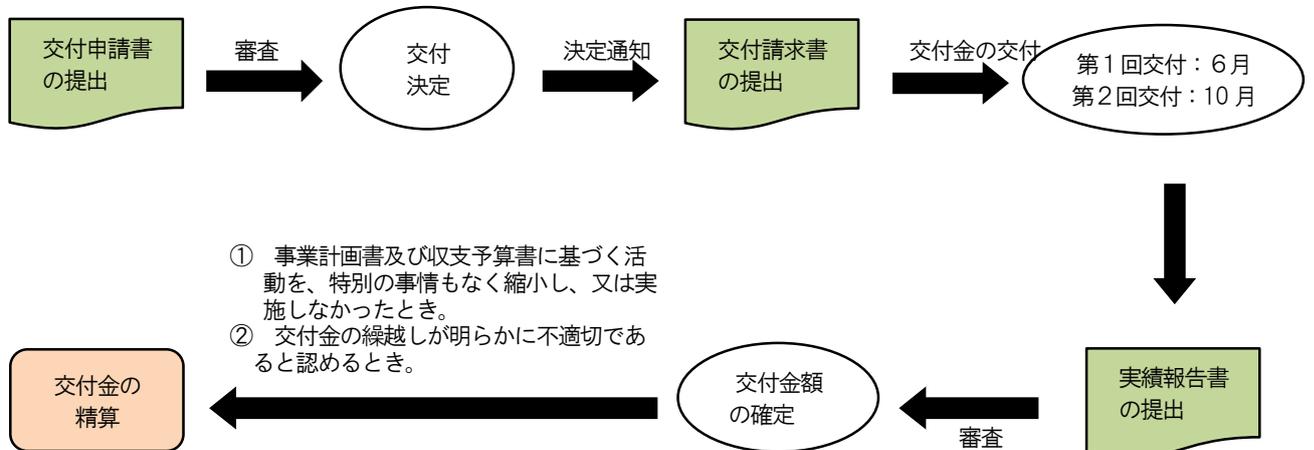
(3) 交付金額

地域づくり一括交付金の地域ごとの交付金額は、予算総額に対し、以下の区分によりと割合により、14 コミュニティ組織で配分した額となります。

区分	交付金額の割合
均等割額	当該年度の交付金の予算総額に対して100分の30
人口割額	当該年度の交付金の予算総額に対して100分の70

2 交付申請等の手続き

地域づくり一括交付金の交付申請から実績報告までに至る手続きの流れは、次のとおりです。



(1) 交付申請書の提出

地域づくり一括交付金の交付申請には、次の書類の提出が必要です。定期総会終了後、速やかに提出（5月末期限）することになります。

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② コミュニティ組織の地域別計画書（計画期間が、交付金の申請年度を含むものであること。）
- ③ 事業計画書
- ④ 収支予算書

(2) 交付決定

市長は、地域別計画に基づく事業計画及び予算計画となっているかなどについて審査の上、交付金の交付の可否について決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）によって通知します。

(3) 交付請求書の提出

交付決定通知を受けたときは、請求書（様式第4号）を提出します。

市長は、交付請求を受けたときは、次表のとおり交付金を交付します。

交付時期	交付割合
前期（6月）	交付決定金額の8割以内
後期（10月）	交付決定金額から交付済額を差し引いた金額

(4) 交付金残額の次年度繰越し

交付された交付金の残額を次年度に繰越しすることができます。

ただし、次のような場合は繰越しすることができず、交付金の精算が必要になります。

- ・ 事業計画書や収支予算書に基づく活動について、特別な事情もなく、それらの活動を縮小したり、実施しなかったとき。
- ・ 明らかに交付金の繰越しが不適切であると認めるとき。

※ 繰り越した交付金は、次年度の事業費に充てるための財源（予備費に充てることは不可）となるものであり、将来に備えた貯蓄的な財源とすることは認められません。

<繰越しが可能な例>

- ・ 予算の執行にあたって経費節減に努めたことを理由に、交付金に10万円の残額が生じたので、次年度へ繰り越した。繰り越した交付金10万円は、次年度事業の拡充財源に充てた。

(5) 実績報告書の提出

地域づくり一括交付金の実績報告には、次の書類の提出が必要です。定期総会終了後、速やかに提出することになります。

- ① 実績報告書(様式第5号)
- ② 事業報告書
- ③ 収支決算書

※ 交付金の残額を次年度に繰り越す場合は、次年度繰越額及び繰越理由を実績報告書に記載する必要があります。

(6) 交付金額の確定

市長は、実績報告書の提出を受けたときは、実績報告の内容を審査し、適切であると判断したときは、交付すべき交付金の額を確定し、その旨を確定通知書（様式第6号）により、通知します。

3 交付対象経費

地域づくり一括交付金の交付対象となる経費は、次の使途基準を満たすものとなります。

(1) 費目別用途基準

費目	内容
① 人件費	交付金事業の実施に関連するコミュニティ組織の運営に伴う人件費 <具体例> ・役員、部会員などへの活動手当 ・事務局員の雇用に伴う賃金、雇用保険料、労災保険料など（事務局設置の場合）※事務局員の雇用に当たっては最低賃金を確保すること。
② 報償費	ボランティア、講師、専門家、出演者等への報償、謝礼など ※ただし、単価等については、社会通念上の範囲となるよう配慮を要する。
③ 旅費	交付金事業実施に伴う交通費及び宿泊費の旅費 ※実費弁償を原則とする。 <具体例> ・講師等の活動場所までの交通費や宿泊費 ・役員、部会員等が研修などに出席するための交通費
④ 消耗品費	文具類、チラシ・ポスター・報告書等の用紙代など
⑤ 燃料費	交付金事業実施に伴うガソリン代など
⑥ 食糧費	事業の打合せ、イベント時などの飲食費（アルコール類を除く） ※ただし、交付金事業の実施に必要なものであるものに限る。 <具体例> ・防災訓練の炊き出し用食材 ・地域住民同士の交流を目的としたイベントにおける飲食費 ・イベント等の打ち合わせにおける飲食費 ・イベント時のスタッフの弁当、お茶
⑦ 印刷製本費	チラシ・ポスター・活動資料等のコピーや印刷代、写真等の現像費などの記録費
⑧ 光熱水費	事務所等の電気使用料、上下水道使用料、ガス使用料
⑨ 修繕料	備品、事務所等の修繕料
⑩ 通信運搬費	資料等の送料、会場までの機材・備品等の運搬費、電信電話料（個人使用と明確に区分できるものに限る。）など
⑪ 手数料	クリーニング代、送金手数料など

費 目	内 容
⑫ 保険料	ボランティア保険、イベントなどの保険料
⑬ 委託料	専門知識・技術等を要する業務を外部委託した場合の委託料
⑭ 使用料及び賃借料	交付金事業実施に係る機器類等の賃借料（レンタル）、研修会やイベントなどの会場等の使用料、事務所等の家賃など
⑮ 備品購入費	備品の購入費 ※1万円以上（消費税込）の物品（パソコン、複写機、机、イス、書棚など）を備品とする。購入した備品は財産目録（備品リスト）を作成し適正に管理すること。
⑯ 負担金、補助及び交付金	コミュニティ協議会連合会負担金など

（２）対象外経費

種 別	内 容
① 予算書等で、支出内容がわからない経費	
② 予算書等で、コミュニティ組織が支払ったことが明確に確認できない経費	
③ 交付金事業に直接関係のない経費	慶弔費など
④ 社会通念上適切でないとする経費	親睦会等の飲食費など

（３）各種補助金と交付金の違い

次に示す経費については、各種補助金では用途として認めていませんでしたが、交付金では認められます。

- ・ 交付金事業の実施に関連するコミュニティ組織の運営に伴う人件費（事務局員の雇用に伴う賃金など）
- ・ 事務所等の維持管理経費（家賃、光熱水費など）
- ・ 経常的な活動経費（事務費、通信費など）

４ 基金の設置

後年度において実施する事業の財源を計画的に確保しようとするときは、地域づくり一括交付金の中から基金を設置することができます。

（１）基金の設置申請、承認

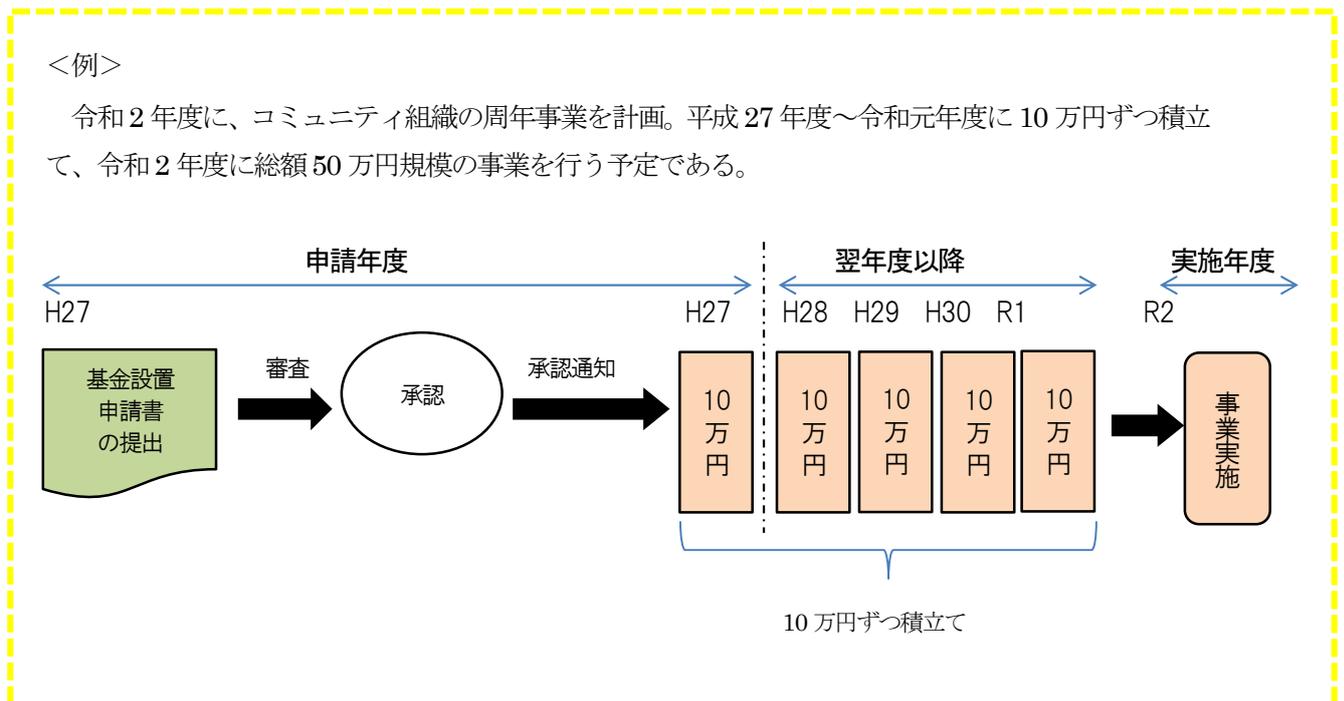
基金を設置しようとするときは、基金設置申請書（様式第7号）に、①基金の名称 ②設置目的

③設置期間 ④年度別積立額 ⑤事業の実施時期 ⑥総事業費 ⑦基金利用に伴う事業計画を記載の上、申請を行い、市長の承認を受ける必要があります。

市長は、内容を審査の上、適正と認めたときは、その旨を基金設置承認書（様式第8号）により通知します。

（2）積立期間

一括交付金は、5年間に限度に積み立てることができます。



（3）基金の内容変更、中止

基金の設置の内容に変更が生じたとき、又は基金利用による事業計画を中止しようとするときは、速やかに基金設置変更・中止申請書（様式第9号）を提出し、市長の承認を受けていただく必要があります。

※ 基金設置の内容変更が承認された場合において、当初の基金設置に係る積立額の総額に対して変更後の積立額の総額が下回るときは、その差額を返還することになります。

※ 基金利用による事業計画の中止が承認された場合は、当該基金設置の承認後、基金設置の中止までの間に積み立てた基金総額を返還することになります。

（4）基金の運用

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければな

りません。

基金等の運用から生ずる収益（預金利息など）は、収支予算に計上する必要があります。

5 留意事項

（1）交付金事業に係る資料について

次に示す交付金事業に係る帳簿その他の資料は常備し、いつでも提示又は内容の報告ができるようにする必要があります。資料は、事業年度終了後5年間保存しなければなりません。

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 事業報告書
- ・ 収支決算書
- ・ 諸帳簿
- ・ 領収書（購入した内容が分かるもの）
- ・ 通帳
- ・ 財産目録（備品リスト）
- ・ その他会計に関する資料

（2）交付金事業に係る監査

市長は、必要に応じて交付金事業に係る監査を実施します。

○川西市地域分権の推進に関する条例

平成26年6月25日

条例第10号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 コミュニティ組織（第10条—第13条）

第3章 地域づくり一括交付金（第14条—第17条）

付則

平成7年（1995年）に制定された地方分権推進法に基づいて進められた地方改革は、平成12年（2000年）の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、国と地方の対等性が法的に担保され、その後、三位一体改革の推進、地方分権改革推進法の制定など、その具現化が図られてきています。

また、本市では、昭和50年代半ばから、住民自らが行動し、より良いふるさとづくりを進めることを目的に、概ね小学校区を単位とするコミュニティの組織化に取り組み、各地域で活発な地域づくり活動が展開されています。こうした取組は、地域住民が、地域的な生活課題を、住民の意思と責任に基づいて解決するという「住民自治」の原理を体現する営みであり、今後さらに活性化させる必要があります。一方で、住民にとって最も身近な自治組織である自治会の現状を見ると、高齢化の進行などによる役員の担い手不足や加入率の低下などの問題を抱えており、地域における高齢者世帯や子育て世帯への支援、防犯・防災対策等に対する取組が困難な状況になっています。

さらに、自治体行政も、人口減少と急速な高齢化などによって、ヒト、モノ、カネなどの経営資源の縮小が余儀なくされる中で、「団体自治」に求められる自主・自立的な行政運営を図り、住民のセーフティネットとしての役割をいかに全うしていくかが問われています。

こうした状況の中、本市では、平成22年（2010年）に「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」を制定し、この条例に基づき、まちづくりの様々な主体が、対話と情報共有による信頼関係を大切にしながら、自らの役割を担い、お互いを補完し合うことで、個性的

で魅力あふれるまちづくりを進めています。今後、本市が持続的に発展していくためには、住民自治と団体自治双方のさらなる機能強化を図ることが必要であり、それを具現化するための仕組みが求められています。

このような認識の下、地域分権制度を創設し、本市行政の機能強化を図るとともに、地域における総合的な自治を強化することにより、自治体力を高めることを目指します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例（平成22年川西市条例第16号）第3条に規定する基本理念にのっとり、地域分権による地域における総合的な自治の強化に関する基本的な事項を定め、もって自治体力の強化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (3) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。）第2条第1号に規定するマンションであつて、市内に存するものをいう。
- (4) マンション管理組合 適正化法第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (5) コミュニティ組織 地域住民が自ら意思形成し、地域のために活動する機能を有する組織をいう。
- (6) 住宅業者 市内で住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者をいう。
- (7) 地域別構想 市内の一定の区域を単位とし、地域の特性や多様性を生かした地域のありたい姿を掲げ、その実現に向けた地域づくりの方向を示すものとして市の総合計画に位置付けられたものをいう。

(市民の役割)

第3条 市民は、自らが地域住民の一員であることを認識し、住所を有する地域での活動に

関心を持ち、自治会活動等の地域活動に主体的に参加するよう努めるものとする。

(自治会の役割)

第4条 自治会は、地域における最も身近な地縁組織として、より良い地域づくりを目的として地域活動に取り組むとともに、地域住民に対し、自治会への加入、地域活動への参加などを呼びかけるよう努めるものとする。

2 自治会は、コミュニティ組織と役割分担を図り、互いに補完し合いながら、地域のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

(マンション管理組合等の役割)

第5条 マンションに居住している者（以下「居住者」という。）は、居住者を構成員とする自治会の形成又は当該マンションの存する地域の自治会活動等に主体的に参加するよう努めるものとする。

2 マンション管理組合は、前項の規定による自治会の形成又は既存の自治会への加入がない場合にあつては、前条に規定する自治会の活動に準じた活動を行うよう努めるとともに、コミュニティ組織に構成団体として参画するなど、より良い地域づくりを目的として地域活動に取り組むよう努めるものとする。

(コミュニティ組織の役割)

第6条 コミュニティ組織は、住民自治の推進を図るため、地域が抱える課題の解決に向けて地域活動に取り組むとともに、より良い地域づくりに努めるものとする。

2 コミュニティ組織は、地域住民の自治会活動等への参加促進に積極的に取り組み、自治会活動の活性化の推進に努めるものとする。

3 コミュニティ組織は、透明かつ民主的な運営に努めるものとする。

(住宅業者の役割)

第7条 住宅業者は、住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行うに当たっては、自治会への加入及び新たな自治会の設立について入居予定者に説明するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、住宅業者は、入居予定者が新たな自治会の設立を予定していることを知ったとき又は知り得ると認められるときは、当該住宅の存する地域の住民との間に良好な近隣関係が保持されるよう、入居予定者に既存の自治会と連携等を行うことについて説明するとともに、当該自治会との連絡調整に努めるものとする。

(住宅建築に伴う連絡担当者の届出)

第8条 住宅業者は、新たに開発許可を要する住宅又は市長が協議を要すると認めるものを建築しようとするときは、前条の規定による自治会への加入、新たな自治会の設立、既存の自治会との連携等に係る入居予定者への説明を行うに当たって、市及び当該住宅の存する地域の既存の自治会との連絡調整に当たる担当者（以下「連絡担当者」という。）を選任し、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、当該住宅の存する地域の自治会に対し、当該地域内に新たに住宅が建築されること、連絡担当者の届出があったことなど、当該届出に関する情報を提供するものとする。

3 連絡担当者は、前条の規定による説明に係る自治会との連絡調整の結果について、市長に報告するものとする。

(市の責務)

第9条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、地域活動の活性化に積極的かつ主体的に取り組むものとする。

2 市は、自治会及びコミュニティ組織が取り組む地域活動に対し、次に掲げる必要な支援等を実施するものとする。

(1) 自治会加入促進への支援

(2) 自治会及びコミュニティ組織の活性化への支援

(3) 自治会及びコミュニティ組織への財政的支援

(4) コミュニティ組織への人的支援

(5) 自治会及びコミュニティ組織への情報提供

(6) 前各号に掲げるもののほか、自治会及びコミュニティ組織に対する必要な協力及び助言

3 市は、自治会又はコミュニティ組織が未整備の地域に対しては、その組織化など必要な支援等を実施するものとする。

第2章 コミュニティ組織

(コミュニティ組織の設置及び区域)

第10条 市民は、一定の区域を範囲として、コミュニティ組織を設置することができる。

2 前項に規定する区域の範囲は、小学校区（川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則（平成16年川西市教育委員会規則第9号）別表第1に定める校区をいう。以下同じ。）とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、小学校区を越えた区域においてコミュニティ組織を設置することができる。

（コミュニティ組織の構成員）

第11条 コミュニティ組織は、次に掲げる者を構成員とする。ただし、第1号に掲げる者を、必ずその構成員としなければならない。

- (1) 前条第2項に規定する区域に住所を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、前条第2項に規定する区域で事業を行う個人若しくは法人、当該区域への通学者若しくは通勤者又は当該区域で活動する団体で、当該コミュニティ組織が認めたもの

（コミュニティ組織の事業）

第12条 コミュニティ組織は、地域課題を解決し、住み良いまちづくりを推進するため、次の事業を行う。

- (1) 文化及び体育に関する事業
- (2) 環境の保全及び創造に関する事業
- (3) 福祉の増進に関する事業
- (4) 防犯、安全及び防災に関する事業
- (5) 健康の増進に関する事業
- (6) 青少年の健全育成に関する事業
- (7) 良好なまちづくりに関する事業
- (8) 住民の情報交換及び交流親睦に関する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりにおける地域課題を解決するため、特に必要があるとコミュニティ組織が認める事業

（活動の制限）

第13条 コミュニティ組織は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動

- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

第3章 地域づくり一括交付金

（地域づくり一括交付金）

第14条 市長は、コミュニティ組織に対し財政的支援を行うため、地域づくり一括交付金（以下「交付金」という。）を交付することができる。

（交付金の交付要件等）

第15条 コミュニティ組織が交付金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その承認を受けるものとする。この場合において、コミュニティ組織は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 第10条第2項に規定する区域の主要な団体が、コミュニティ組織の運営に参画していること。
- (2) 第11条第1号及び第2号に規定する構成員で組織されていること。
- (3) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他コミュニティ組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
- (4) 地域別構想に掲げた地域のありたい姿を実現するために実施する事業を取りまとめた地域別計画を策定していること。

2 市長は、前項の規定による申請について、その内容を確認の上、承認を行ったときは、当該コミュニティ組織に書面によりその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を受けたコミュニティ組織は、同項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（交付金の額等）

第16条 交付金の額、交付に係る手続等は、市長が別に定める。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。